

厚岸町規則第11号

厚岸町名誉町民に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町名誉町民に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町名誉町民に関する条例施行規則（昭和48年厚岸町規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「昭和31年」の次に「厚岸町」を加え、「関し、必要な事項を定めることを目的」を「関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条を削る。

第3条各号列記以外の部分中「各項」を「第4号」に、「年金、弔慰金」を「功労一時金、同条第5号ただし書に規定する弔慰金」に、「一時金」を「同条第6号に規定する遺族に対する功労一時金」に、「次の各号による」を「次に掲げるとおりとする」に改め、同条第1号中「年金証書」を「功労一時金証書」に改め、同条第3号中「一時金証書」を「功労一時金証書（遺族）」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「年金及び一時金等」を「一時金」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第5号ただし書」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第4条第3項」を「第4条第6号」に、「第1項に規定する」を「名誉町民の死亡当時に同一生計を営んでいた」に、「とする」を「をいう」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別記第1号様式中「第1号」を削り、「年金証書」を「功労一時金証書」に、「第4条第1項第3号の規定により年金」を「第4条第4号の規定により、功労一時金」に改める。

別記第2号様式中「第2号」を削り、「かかわる」を「関わる」に、「第4条第2項」を「第4条第5号ただし書」に改める。

別記第3号様式中「第3号」を削り、「一時金証書」を「功労一時金証書（遺族）」に、「かかわる」を「関わる」に、「第4条第3項」を「第4条第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。